

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>⑤保健指導実施者用の材料 保健指導を担当する職員間で支援内容、実施内容、個別相談や集団教室の実施方法や実施状況の記録等に関する材料である。</p> <p>6) 記録とデータ管理 保健指導の記録の要点として、次の4点があげられる。 a 対象者の状況が経時的に把握ができること b 経時的な結果から保健指導の評価ができること c 他の保健指導を担当する者と情報を共有できること (担当者が変更となっても継続的な支援が可能) d 対象者本人の要求があれば閲覧可能とすること 内容は、個々の対象者ごとに目標、モニタリングすべき指標（検査データ、具体的な行動など）、個別相談や集団教室等で提供したサービスと対象者の状況、行動変容に対する本人の意欲（可能であれば本人の言葉で記録する）、本人が「支援者」に期待していることなどを記録する。 なお、これらの内容は、定量的に記録する内容と定性的に記録する内容があるが、両者とも必要な内容であるため、定性的な記録の内容については、簡潔にかつ明確に記載していくことが重要となる。 健診結果及び保健指導の記録の管理にあたっては、管理すべきデータ、整理すべきデータを決定し、データベースを作成して管理することが必要である。 また、データベースを作成して管理される保健指導の記録の保存年限については、<u>健診結果の具体的な保存年限と同様に、関係機関（医療保険者団体等）と調整の上、設定していく。</u></p> <p>(2) 「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の内容 保健指導は健診受診者全員に対して行うが、健診結果と質問票の結果を判定し、保健指導の必要性（生活習慣病リスク）に応じて「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」に区分して実施する。 これらの保健指導がめざすところは、対象者の行動変容とセルフケア（自己管理）ができるようになることであるが、それぞれの保健指導では、生活習慣改善の必要性や行動変容の準備状況等から、具体的な支援内容や方法・頻度等が異なっている。また、「積極的支援」については、対象者への動機づけも合わせて行うものである。表4に各保健指導の概要を示すが、この内容は、それぞれの保健指導として行うべき最低のものを記述しており、より充実した、また、効果的な内容の保健指導を行うことが望ましい。</p>	<p>⑤保健指導実施者用の材料 保健指導を担当する職員間で支援内容、実施内容、個別相談や集団教室の実施方法や実施状況の記録等に関する材料である。</p> <p>7) 記録とデータ管理 保健指導の記録の利点として、次の4点があげられる。 a 対象者の状況が経時的に把握ができること b 経時的な結果から保健指導の評価ができること c 他の保健指導を担当する者と情報を共有できること (担当者が変更となっても継続的な支援が可能) d 対象者本人の要求があれば閲覧可能とすること 内容は、個々の対象者ごとに目標、モニタリングすべき指標（検査データ、具体的な行動など）、<u>個別支援やグループ支援等で提供したサービスと対象者の状況等が中心となるが、以上に加えて、行動変容に対する本人の意欲（可能であれば本人の言葉で記録する）、本人が「支援者」に期待していることなども記録することが望ましい。</u> <u>また、個々の対象者に事業者へ必要なデータを移行することの了解を取り、その旨を記録することも必要である。</u> なお、これらの内容には、定量的に記録する内容と定性的に記録する内容があるが、両者とも必要な内容であるため、定性的な記録の内容については、簡潔にかつ明確に記載していくことが重要となる。 健診結果及び保健指導の記録の管理にあたっては、管理すべきデータ、整理すべきデータを決定し、<u>可能な限り、データベースを作成して管理することが望ましい。</u>また、<u>データベースの作成の有無に関わらず、管理される保健指導の記録の保存年限は、5年間とする。</u></p> <p>(2) 「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の内容 保健指導は健診受診者全員に対して行うが、健診結果の結果を判定し、保健指導の必要性（生活習慣病リスク）に応じて「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」に区分して実施する。<u>(※)</u> これらの保健指導がめざすところは、対象者の行動変容とセルフケア（自己管理）ができるようになることであるが、それぞれの保健指導では、生活習慣改善の必要性や行動変容の準備状況等から、具体的な支援内容や方法・頻度等が異なっている。 <u>(※) 「情報提供」は高齢者医療確保法第24条の特定保健指導ではないが、同法第23条により保険者が結果通知を行う際に、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供することを義務づける。</u></p>
	<p>(3) 支援の際の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>対象者の保健行動が定着するよう一定の期間継続して支援を行うため、対象者が参加しやすい条件を整える。</u>